第一章の三　マンション管理士

第一節　マンション管理士試験

（試験の基準）

第一条の十九　マンション管理士試験（以下この節において「試験」という。）は、管理組合の運営その他マンションの管理に関する専門的知識を有するかどうかを判定することに基準を置くものとする。

（試験の内容）

第二条　前条の基準によって試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

一　マンションの管理に関する法令及び実務に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。

二　管理組合の運営の円滑化に関すること。

三　マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関すること。

四　法に関すること。

（受験手続）

第六条　試験を受けようとする者は、別記様式第一号の七によるマンション管理士試験受験申込書（以下この節において「受験申込書」という。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（準用）

第四十条　第十条から第十四条まで及び第二十二条から第二十四条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第十二条から第十四条まで及び第二十二条の規定を除く。）中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、第十条第一項中「法第十一条第二項」とあるのは「法第三十六条第二項」と、同項第二号中「法第十一条第一項」とあるのは「法第三十六条第一項」と、「試験」とあるのは「登録」と、第十二条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第三十八条において準用する法第十三条第一項」と、「法第十四条第一項前段」とあるのは「法第三十八条において準用する法第十四条第一項前段」と、同条第二項中「法第十四条第一項後段」とあるのは「法第三十八条において準用する法第十四条第一項後段」と、第十四条第一項中「法第十五条第一項前段」とあるのは「法第三十八条において準用する法第十五条第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、同条第二項中「法第十五条第一項後段」とあるのは「法第三十八条において準用する法第十五条第一項後段」と、第二十二条中「法第二十二条第二項」とあるのは「法第三十八条において準用する法第二十二条第二項」と、「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第九号」と、第二十三条中「法第二十三条第一項」とあるのは「法第三十八条において準用する法第二十三条第一項」と、第二十四条中「法第二十三条」とあるのは「法第三十八条において準用する法第二十三条」と、「法第二十四条」とあるのは「法第三十八条において準用する法第二十四条」と、「法第二十七条第二項」とあるのは「法第三十八条において準用する法第二十七条第二項」と、同条第二号中「及び書類」とあるのは「、書類及びマンション管理士登録簿」と読み替えるものとする。

（試験の内容）

第六十四条　前条の基準によって試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

一　管理事務の委託契約に関すること。

二　管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関すること。

三　建物及び附属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関すること。

四　法に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、管理事務の実施に関すること。

第一章　マンション管理士

第一節　マンション管理士試験

（試験の基準）

第一条　マンション管理士試験（以下この節において「試験」という。）は、管理組合の運営その他マンションの管理に関する専門的知識を有するかどうかを判定することに基準を置くものとする。

（試験の内容）

第二条　前条の基準によって試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

一　マンションの管理に関する法令及び実務に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。

二　管理組合の運営の円滑化に関すること。

三　マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関すること。

四　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）に関すること。

（受験手続）

第六条　試験を受けようとする者は、別記様式第一号によるマンション管理士試験受験申込書（以下この節において「受験申込書」という。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（準用）

第四十条　第十条から第十四条まで及び第二十二条から第二十四条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第十二条から第十四条まで及び第二十二条の規定を除く。）中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、第十条第一項中「法第十一条第二項」とあるのは「法第三十六条第二項」と、同項第二号中「法第十一条第一項」とあるのは「法第三十六条第一項」と、「試験」とあるのは「登録」と、第十二条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第三十八条において準用する法第十三条第一項」と、「法第十四条第一項前段」とあるのは「法第三十八条において準用する法第十四条第一項前段」と、同条第二項中「法第十四条第一項後段」とあるのは「法第三十八条において準用する法第十四条第一項後段」と、第十四条第一項中「法第十五条第一項前段」とあるのは「法第三十八条において準用する法第十五条第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、同条第二項中「法第十五条第一項後段」とあるのは「法第三十八条において準用する法第十五条第一項後段」と、第二十二条中「法第二十二条第二項」とあるのは「別記様式第九号」と、第二十三条中「法第二十三条第一項」とあるのは「法第三十八条において準用する法第二十三条第一項」と、第二十四条中「法第二十三条」とあるのは「法第三十八条において準用する法第二十三条」と、「法第二十四条」とあるのは「法第三十八条において準用する法第二十四条」と、「法第二十七条第二項」とあるのは「法第三十八条において準用する法第二十七条第二項」と、同条第二号中「及び書類」とあるのは「、書類及びマンション管理士登録簿」と読み替えるものとする。

（試験の内容）

第六十四条　前条の基準によって試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

一　管理事務の委託契約に関すること。

二　管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関すること。

三　建物及び附属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関すること。

四　マンションの管理の適正化の推進に関する法律に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、管理事務の実施に関すること。